

秋田市木材利用促進基本方針の構成

- 建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として、公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法律の対象が公共建築物から**建築物一般に拡大**。
 - ➡国では、新たに設置された**木材利用促進本部**において、令和3年10月1日に**基本方針**を策定。
 - ➡県では、国の基本方針に基づき令和4年3月に「**第2期木材利用の促進に関する指針**」を策定。

<基本方針の構成>

<主なポイント>

秋田市木材利用促進基本方針

第1 趣旨

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

- 1 木材利用そのものの効果
- 2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

第3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

第4 地元産木材の利用を促進すべき公共建築物等

第5 地元産木材の利用促進に向けた取り組み

- 1 市の取り組み
- 2 関係者相互の連携した取り組み

第6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

- 1 地元産木材の供給および利用と森林の適正な整備の両立
- 2 木質資源の多角的利用の推進

①基本方針の名称を「秋田市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」から「**秋田市木材利用促進基本方針**」に変更する。

②**建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を趣旨とする。**

③建築物等における木材の促進の意義、**地元産木材利用の目標**、推進すべき公共建築物等、**利用促進に向けた取り組み**、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

④基本方針の対象が、公共建築物に加え**建築物一般に拡大**。

⑤市が、公共建築物等において木材を利用することにより、森林の保全と**脱炭素社会の両立を推進**するとともに、その効果に関する市民の理解を深めながら、**民間建築物等での木材利用**を促していく。

⑥低層の公共建築物は、原則として木造とする。ただし、木造化が困難な場合は、内装等に積極的に地元産木材を使った木質化に努める。

⑦公共建築物等は、秋田県の指針に即して可能な限り地元産木材の利用に努める。

⑧市は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、**民間の建築物も含めた地元産木材の利用**の促進を図る。

⑨**民間事業者のニーズに対応した**木材の供給およびその品質、価格等に関する情報を提供することができるよう連携した**取り組み**を促進する。

⑩建築物等における**木材の利用の促進に当たっては**、的確な再生林を確保するなど、**木材供給および利用と森林の適正な整備の両立**に努める。

⑪木質資源の有効利用を図るため、林地残材や製材工場の廃材等を燃料とする**木質バイオマスエネルギーによる発電利用等を推進**する。